

漁業法に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間の一部改正に係る新旧対照表

改 正 案 (水産局)	現 行 (漁業管理課)	現 行 (水産振興課)
<p>「<u>農林水産省令で定める県知事による漁業の許可</u>」(第57条第1項)については、<u>漁業法第57条第7項及び同条第9項並びに福岡県漁業調整規則第9条及び第10条に定めるもののほか、県が定めた漁業種類ごとの許可方針のとおりとする。</u></p> <p>※標準処理期間 3ヶ月</p>	<p>「<u>中型まき網等の許可</u>」(第66条)については、<u>漁業法第66条第3項、同条第5項、福岡県漁業調整規則第23条、第24条に定めるもののほか、県が定めた漁業種類ごとの許可方針のとおりとする。</u></p> <p>※標準処理期間 1ヵ月</p>	
<p>「<u>漁業の免許</u>」(第69条第1項)の標準処理期間については、<u>下記のとおりとする。</u></p> <p>※標準処理期間 3ヶ月</p>	<p>「<u>漁業の免許</u>」(第10条)については、<u>別紙「漁業権の免許に関する事務処理について」(平成24年9月7日24水管第1417号)のとおりとする。</u></p> <p>※標準処理期間 3ヵ月</p>	<p>1 <u>内水面における漁業の免許</u>(漁業法第10条)については、<u>別紙「漁業権の免許に関する事務処理について」(平成24年9月7日24水管第1417号水産庁長官通知)のとおりとする。</u></p> <p>※標準処理期間 3ヵ月</p>
<p>「<u>漁業権の分割又は変更の免許</u>」(第76条第1項)の標準処理期間については、<u>下記のとおりとする。</u></p> <p>※標準処理期間 3ヶ月</p>	<p>「<u>漁業権の分割又は変更</u>」(第22条)については、<u>漁業法第12条、第13条、第22条第2項、水産業協同組合法第50条に定めるもののほか、別紙「漁業権切替後の漁業の免許及び漁業権の変更免許に関する件」、「漁業法第22条の事務取扱上の解釈について」のとおりとする。</u></p> <p>※標準処理期間 3ヵ月</p>	
<p>「<u>漁業権行使規則の認可</u>」(第106条第7項)の標準処理期間については、<u>下記のとおりとする。</u></p> <p>※標準処理期間 3ヶ月</p>	<p>「<u>漁業権行使規則の認可</u>」(第8条第6項)については、<u>別紙「漁業権行使規則等の作成及び認可について」(平成24年9月7日24水管第1418号)のとおりとする。</u></p> <p>※標準処理期間 3ヵ月</p>	<p>2 <u>内水面における漁業権行使規則の認可</u>(漁業法第8条第6項)については、<u>別紙「漁業権行使規則等の作成及び認可について」(平成24年9月7日24水管第1418号水産庁長官通知)のとおりとする。</u></p> <p>※標準処理期間 3ヵ月</p>
<p>「<u>漁業権行使規則の変更又は廃止の認可</u>」第106条第9項において準用する同条第7項の標準処理期間については、<u>下記のとおりとする。</u></p> <p>※標準処理期間 3ヶ月</p>	<p>「<u>漁業権行使規則の変更認可</u>」(第8条第7項)については、<u>別紙のとおりとする。</u></p> <p>※標準処理期間 3ヵ月</p>	<p>3 <u>内水面における漁業権行使規則の変更認可</u>(漁業法第8条第7項)については、<u>別紙「漁業権行使規則等の作成及び認可について」(平成24年9月7日24水管第1418号水産庁長官通知)のとおりとする。</u></p> <p>※標準処理期間 3ヵ月</p>
<p>「<u>沿岸漁場管理団体の指定</u>」(第109条第1項)の標準処理期間については、<u>下記のとおりとする。</u></p> <p>※標準処理期間 3ヶ月</p>	<p>(新設)</p>	
<p>「<u>沿岸漁場管理規程の認可</u>」(第111条第1項)の標準処理期間については、<u>下記のとおりとする。</u></p> <p>※標準処理期間 3ヶ月</p>	<p>(新設)</p>	

漁業法に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間の一部改正に係る新旧対照表

改 正 案 (水産局)	現 行 (漁業管理課)	現 行 (水産振興課)
<p>「<u>沿岸漁場管理規程の変更認可</u>」(第111条第3項)の標準処理期間については、<u>下記のとおりとする。</u></p> <p>※標準処理期間 3ヶ月</p> <p>「<u>保全活動の休廃止認可</u>」(第115条第1項)の標準処理期間については、<u>下記のとおりとする。</u></p> <p>※標準処理期間 1ヶ月</p> <p>「<u>内水面における第五種共同漁業権漁場の遊漁規則の認可</u>」(第170条第1項)の標準処理期間については、<u>下記のとおりとする。</u></p> <p>※標準処理期間 3ヶ月</p> <p>「<u>内水面における第五種共同漁業権漁場の遊漁規則の変更認可</u>」(第170条第3項)の標準処理期間については、<u>下記のとおりとする。</u></p> <p>※標準処理期間 3ヶ月</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>4 内水面における<u>遊漁規則の認可</u>(漁業法第129条第1項)については、別紙の「<u>遊漁規則等の作成及び認可について</u>」(平成24年9月7日24水管第1419号水産庁長官通知)と<u>おりとする。</u></p> <p>※標準処理期間 3ヶ月</p> <p>5 内水面における<u>遊漁規則の変更認可</u>(漁業法第129条第3項)については、別紙の「<u>遊漁規則等の作成及び認可について</u>」(平成24年9月7日24水管第1419号水産庁長官通知)と<u>おりとする。</u></p> <p>※標準処理期間 3ヶ月</p>
<p>(削る)</p>	<p>「<u>他人の土地の使用等の許可</u>」(第120条)については、漁業法第120条に定めるもののほか、判断にあたっては別紙を参考とする。</p> <p>※標準処理期間 3ヶ月</p>	
<p>(削る)</p>	<p>「<u>他人の土地に立ち入って漁業を営む権利</u>」(第121条)については、漁業法第121条に定めるもののほか、判断にあたっては別紙を参考とする。</p> <p>※標準処理期間 3ヶ月</p>	
<p>(削る)</p>	<p>「<u>測量等のための土地への立入等の許可</u>」(第122条)については、漁業法第122条に定めるもののほか、判断にあたっては別紙を参考とする。</p> <p>※標準処理期間 3ヶ月</p>	
<p>(削る)</p>	<p>「<u>土地等の使用権設定に係る協議の認可</u>」(第124条第1項)については、漁業法第124条第1項に定めるもののほか、別紙の</p>	

漁業法に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間の一部改正に係る新旧対照表

改 正 案 (水産局)	現 行 (漁業管理課)	現 行 (水産振興課)
(削る)	<p>とおりとする。</p> <p>※標準処理期間 3カ月</p> <p>「使用権設定協議に係る土地形質変更等の許可」(第124条第4項)については次のおりとする。</p> <p>漁業法第124条第4、5項に定めるものの外、判断にあたっては別紙を参考とする。</p>	
(削る)	<p>※標準処理期間 2週間</p> <p>「共同漁業権の共有請求の認可」(第14条第10項)については、漁業法第14条第10項、水産業協同組合法第50条に定めるもののほか、判断にあたっては別紙を参考とする。</p>	
(削る)	<p>※標準処理期間 3カ月</p> <p>「特定区画漁業権(継続)の共有請求の認可」(第14条第4項)については、漁業法第14条第4、5項、水産業協同組合法第50条に定めるもののほか、判断にあたっては別紙を参考とする。</p>	
(削る)	<p>※標準処理期間 3カ月</p> <p>「特定区画漁業権(新規)の共有請求の認可」(第14条第7項)については、漁業法第14条第7項、水産業協同組合法第50条に定めるもののほか、判断にあたっては別紙を参考とする。</p>	
(削る)	<p>※標準処理期間 3カ月</p> <p>「定置漁業権等を目的とする抵当権設定の認可」(第24条第2項)については、漁業法第24条第3項、同条4項に定めるもののほか、判断にあたっては別紙を参考とする。</p>	
(削る)	<p>※標準処理期間 2カ月</p> <p>「定置漁業権等の漁業権移転の認可」(第26条第1項)については、漁業法第26条第3項、漁業法第28条第2項に定めるもののほか、判断にあたっては別紙を参考とする。</p>	
(削る)	<p>※標準処理期間 2カ月</p> <p>「休業中の漁業の許可」(第36条第1項)については、漁業法第36条第2項、同条第3項に定めるもののほか、判断にあつ</p>	

漁業法に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間の一部改正に係る新旧対照表

改正案（水産局）	現行（漁業管理課）	現行（水産振興課）
<p>(削る)</p>	<p>ては別紙を参考とする。</p> <p>※標準処理期間 2カ月</p> <p>「漁業権行使停止期間中の他の者への漁業の許可」（第36条第4項）については、漁業法第36条第2項、同条第3項に定めるもののほか、判断にあたっては別紙を参考とする。</p> <p>※標準処理期間 2カ月</p>	